## 第2回山梨県地方税制等検討会議事録

- 1 日時 令和元年10月31日(木)午後3時~午後4時50分
- 2 場所 都道府県会館407会議室
- 3 出席者
  - (委員) 青木宗明、一之瀬滋輝、門野圭司、渋谷雅弘、関口智、西山由美、三神治彦

(敬称略 • 50 音順)

(事務局) 鈴木総務部長、渡邊総務部次長、今井税務課長、堀込税務課総括課長補佐、課税担当 (3名)

- 4 次第
- (1) 開会
- (2) 議事
  - ア 前回の宿題
  - イ 想定される課税対象及び課税の方法等について
  - ウ その他
- 5 配布資料一覧
  - 資料1 青木委員提出資料「地下水に着目した法定外税~営利目的の採水ないし県外移出に対する課税の発案者としてのご説明~」
  - 資料2 青木宗明「法定外目的税の功罪~求められる「普通税思考」への回帰」月刊『地方税』平成31年4月号、地方財務協会
  - 資料3 主な指標の全国比較
  - 資料4 地下水の法的性質等について
- 6 議事等の概要

## ア 前回の宿題

- (会 長) 前回の検討会で委員から出た質問で、宿題になっていたものについて、事務局から説明を お願いします。
- (事務局) 譲与税を除いた県税と法人二税の数値をいただきたいという意見があったため、資料3により、県税と法人二税について譲与税を除いた数値を説明。

揚水機の吐出口の断面積が一番大きいものはどれくらいか、という質問があったため、直径 20 cm、面積は 314 cmであると回答。

地下水について法律で規制はあるか、また、課税根拠を議論するうえで、地下水とはどういうものかについての資料を用意してほしいとの意見が出たため、資料4により、地下水に関する法律、地下水の法的性質、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例における地下水の法的位置付けについて説明。

- (会長)事務局の説明に対し、質問等ありますか。
- (委員)近年のいわゆる水源地帯資源問題、中国人による買い占め問題について、私水説を採って しまうと、水源地域の売買は投機目的なので、このような議論は問題視されていないので しょうか。特に山梨は地下水が日本で有数の名産なので、このような議論がないといけな

いのではないかと思うのですかいかがでしょうか。

(事務局) 県内において、外国人の方による土地の買い占めという話は聞いておりません。

(会 長) ほかにいかがでしょうか。

地下水の法的性質や山梨県の地下水採取条例との整合性については、今後具体的に論点整理をしていく中で、念頭に置いて議論する必要があるかと思います。

では、本日の議題の中心であります、「想定される課税対象及び課税の方法等について」に入りたいと思います。青木委員、よろしくお願いします。

## イ 想定される課税対象及び課税の方法等について

(青木委員) お手元に資料1と2を御用意させていただきました。本日、主として使わせていただく のは資料1です。タイトルにもあるように、最終的に県外移出課税を推す形で課税客体及 び課税標準をどうするのかというところまで踏み込んでいます。

まず1の「これまでの経緯」ですが、12年前の「ミネラルウォーターに関する税」検 討会については、参加させていただいておりましたので、今日の最後に簡単にお話しさせ ていただきます。

ここでは昨年来の経緯です。県議会から呼ばれまして、地元選出議員の先生方の御意向として、地下水に対する課税を考えたいのだけれどもというお話を受けて、私のほうで税の理論から検討を加え、実現可能と思われる新しいアイディアの原案をお示しさせていただいたということになります。その意味で資料1のタイトルを発案者としました。2の「正しく認識すべき「課税の根拠」」ですが、本題の法定外税に入る前に課税の根拠についてお話しをしておかねばなりません。課税の根拠について学者から言うと、2番目のポツに書いてありますが、税金については誰々が、何々を負担すべきという意味での根拠は存在しないとお考えいただいて結構かと思います。個人についても、なぜ所得税を払うのか、なぜ消費税を払うのか、なぜ固定資産税を払うのか、それぞれ説明がつくようでいて、実をいうと正確な答えは出せないので、課税の根拠という言葉は充分に注意して使わなければならない。

今から申し上げていくように、私も課税の根拠という言葉は使いますけれども、それは、おそらく一般の方々が考えていらっしゃる課税の根拠とは違います。具体的にいえば、第1回検討会でも御発言があった点ですが、法人については、なぜ法人に課税するのか答えられる財政学者はいません。ですので、法人税に加えて事業税、さらに法人住民税をなぜ払うのか、どれくらい払えばいいのかという根拠は存在しないということをまずは御理解いただければと思います。

そうはいっても、根拠なしに課税するというのはあまりに強権に過ぎますので、最後のポツに書いてありますように、その課税がなぜ必要とされ、課税客体としてなぜそれが選択され、納税者がなぜ誰それになるのかといったような説明をすることになります。これこれこういう理由でこういう税が必要となるから、課税客体、課税標準はこういうものになりますという経緯を正当化していく証拠をお示しするというのが、私の考えている課税の根拠です。1ページおめくりください。ここからが地下水に着目した法定外税の課税根拠です。①は、総務部長はじめ皆様が御理解いただいているところですので、詳しい御説

明はいたしません。住民の代表である県議会が、長年にわたって税金を構想されているということは非常に重いので、課税の根拠として、これは別格扱いとしてお出ししています。②以降が、私が理論的に肉付けをしていった経緯だとお考えいただければ結構です。

②ですが、みなさま自主財源が大事だとおっしゃいますが、皮肉な言い方で失礼なのですが、本当に大事だと思っている方がどのくらいいらっしゃるのかと、私は疑問に思っています。依存財源でいいじゃないか、地方交付税が一番の財源で何が悪いんだ、というのが役所的な発想・感覚になっていることは否めないのではないかと長年皆様方と御一緒させていただいている立場からすると感じております。ですので、自主財源が大事という言葉はそのとおりなのですが、それだけでは足りない。

そこで、もっと危機的な状況を御理解いただくために、③を皆様にお伝えしたい。県庁が嘲笑されていると書いてありますが、県庁が嘲笑されているということは、山梨県民の方も同じ扱いをされているということですので、そこは深刻に考えていただければと思います。お示しした表は、山梨県の歳入状況です。私はここで2点のみ申し上げます。歳入の最大項目は地方交付税で28%、そして自主財源である県税は2割程度ということで、地方交付税を約10%程度下回っている。かつ、代表的な依存財源である地方交付税と国庫支出金を合わせると4割ということで、4割は国に完全に依存しているわけです。自由に使えるのが地方交付税、使い道が決められて渡されるのが国庫支出金、いわゆる補助金です。加えて地方譲与税等々についても、依存財源です。この状況には、2点の問題がありますということで、危険性と嘲笑という言葉を使っております。できるだけマイルドな言葉を選びたかったのですが、やはり正確にお伝えしたかったので、こういう言葉を使いました。

まず最初に、危険性についてですが、「地方交付税の非合理な削減・抑制と「地方衰退」」という表をお示ししました。点線が臨時財政対策債といういわば借金でまかなう部分も含めた、当時いわゆる地方交付税と呼んでいたもので、実線が厳密な意味での地方交付税を示しています。どちらもほぼ同じ動きをしていますので、両方併せて語らせていただきます。2004年に地方交付税が4兆円近く削減されてしまい、それが発表されたのが2003年の12月の24日頃で、県庁の財政課の皆さんは年末年始なく、予算を組み替えなければならなかったというのが、いわゆる地方交付税ショックです。この削減の結果何が起きたかというと、表の下に書きましたけれども、全てをこのせいにするのは言い過ぎかもしれませんが、地方が衰退したかなりの原因がここにあるということは間違いないということになります。

表から4番目のポツに書いてあるように、地方交付税や国庫支出金、最近は地方譲与税、こういった財源に依存する状態は、地方自治体が官僚の掌で踊らされている羊の群れの状態で、2004年のような大幅削減が起きても、掌から逃れられず、鳴き声を上げるだけで終わってしまいます。こういった悲惨な状況がもう一回起きたら、おそらくもたない県がいくつも出てくる、山梨県がそうならないことを祈っておりますけれども、これが再び起きないということは、絶対に予言はできないということなります。なぜかと言いますと、中央官僚が言っていることは、一番下のポツに書いてあるとおりだからです。

ここからが2番目の嘲笑についてにもなりますが、少し読ませていただくと、何も努力しなくても、標準行政の財源が足りなくなれば国からもらえるんだから、地方自治体って楽なもんだよな~、効率的に行政をやろうというインセンティブなど持てないよね、ということです。2000年代前半は地方公務員へのバッシングも甚だしかったわけです。無駄な仕事をして、財源を無駄に使っても、自分の腹が痛まない「ヒトのカネ」だから、住民から文句も言われないし、行政責任が自分にあるという感じはしないよね、と悪口を言われてきました。地方公務員はぬるま湯の職場だとさんざ言われてきましたし、これだけ定数が減らされてもまだ最後のぬるま湯の砦だとか言われているわけです。このように地方交付税に依存する県というのは、かなり馬鹿にされていると思っていただいて間違いありません。この危険と嘲笑から脱却しなくてはならないというのが、課税の根拠になるわけです。

次の④が、もう一つ理論的な面で課税の根拠になる、大変に大きい問題です。④は、法定外税の位置付けの変化です。法定外税というのは、かつて、地方交付税の削減が行われるまでは、副タイトルの左側の存在でした。つまり「特定分野の標準を超える独自政策」に充てるのが法定外税の位置付けでした。したがって、全国標準の行政の財源確保のために法定外税を使うのは良くないことであり、法定外税の課税の根拠となり、あるいは税収を充当できるのは、標準的な行政水準を超える部分の行政だということになっていました。

この部分でメディアの方々にも御理解いただき、県民の方々に正確にお伝えいただきたいのですが、先ほどから申し上げている地方交付税というのは、日本全国どこに住んでも、同じ行政サービスを受けられるというための制度です。全国標準の行政を行うのにお金が足りなければ、そのお金を埋めるというのが地方交付税の役割だった訳です。これがしっかりしているときは、県民が標準的な税負担をした上で、もしも標準行政を受けるだけの財源が県に無ければ、それは国が地方交付税で埋めてくれるというのが、日本の伝統的な行政システムだったわけです。

従って、その当時、法定外税というのは全国標準を上回るか、もしくは全国標準に入らない行政のために行う独自の課税という位置付けでした。ただそのせいで、特定の目的、特定の理由あるいは特定の政策の説明をしなければ作れないというのが、法定外税のイメージになってしまった感じもあります。これが、今あらためて考えると良くなかったと思うのですが、こういった位置付けにより、現時点で構想される法定外税は、ほぼ全て目的税的な発想になっています。つまり、特定のこの政策をやるために財源が足りない、もしくは特定のこの政策をやるために税という手法を使って納税者を誘導する。これが法定外税の理論になっている訳です。

ところが、目的税が本当に導入以前に説明されたとおりの目的に向かって実施されているかというと、否定的な場合が非常に多いというのが正直なところです。例えば宿泊税を例にしますが、詳細は資料2を後ほどお読みいただければと思いますが、宿泊税を行っている自治体のほとんどは目的税です。観光の設備、あるいはWi-Fiや道案内を作り、その恩恵を受けるのが観光客だから観光客に負担をさせるということになっている訳です

が、宿泊に課税をするということと観光とは直結していない場合も多いわけです。課税を 実施する京都・金沢・福岡は相当にサラリーマンの出張が多いところです。出張で来てい る人に、何で宿泊税を払わなくてはいけないのかと言われてしまうと、返す説明ができな い。しかも、訪日外国人にしても本当に宿泊税で行う観光整備からメリットを受けている のかどうか、受けているとすればそれはいくらに相当するのか、実際には全く分からない わけです。

この点を、先ほどから御説明している課税の根拠という観点で見ると、目的税的な発想をしたままで課税根拠を語ると嘘をつくか、大げさに言うか、もしくは無理矢理に理由をつけるかになる。このあたりが、資料2でお配りしている原稿に書かせていただいたことです。

そうであれば目的税ではなくて、税金というのは本来そうだったように普通税がいいという発想になってくるのですが、これを裏付けするのが、先ほどお話ししました地方交付税の削減になるわけです。削減された結果、法定外税の位置付けが変わった、というのが私がここで言いたいことの理屈です。

普通税の法定外税がなぜ正当化されるのかと言いますと、地方交付税の財源保障が壊れてしまったことにより、法定外税の位置付けが変わった。資料1の④の副タイトルにあるように、「「特定分野の標準を越える独自政策」から「財源難の緩和に向けた自己努力」へ」となったわけです。もちろん、法定外税で大きな財源を確保することなど難しいというか不可能です。財源確保を本気でやるのであれば法定税、たとえば住民税なり固定資産税を上げるというのが正当なやり方になります。ですので法定外税で財源確保という言葉を使っていいかというと、ちょっと誇張になるのですが、意味をお伝えするためにこのような表現を使っています。

先ほどから皮肉的に申しあげているように、自治体が何もやらないと「地方は努力しない、国に対しては地方交付税を増額しろと要求するが自分たちは何もしない、法定税の増税どころか、法定外税すらやらない」という嘲笑が起こります。こういう皮肉・嘲笑をされないためにも、やはり法定外税の普通税としての財源確保、あるいは財源難を多少とも自己努力で改善をするという努力は示さなければいけない。ですから、大きな税収だとか、重い税負担と言うことを申し上げているわけではありません。ここで言っているのは、あくまでも中央官僚の嘲笑に対して、自己努力はしているということを、県民に説明しなければいけないでしょうし、悪口を言っている中央官僚にも見せなければいけないでしょう、ということです。

以上の④までで、法定外普通税の必要性というものを正当化させていただきました。その上で次には、なんで地下水なのかという疑問に理論的な答えを出していかなければならないわけです。もちろん最初に申し上げているように、住民の代表である地方議会が十数年にわたって御主張されているということは大変に重いわけですが、それに加えて、なぜ地下水なのかという疑問への理論的な説明が求められるということで、以下、なぜ地下水に着目するのかということを理論的に正当化していきたいと思います。

4ページの一番下にありますように、目的税の発想をすると、法定外税を考えるのが非

常に簡単です。なぜかと言いますと、特定の政策の問題点から出発すると何に税金をかければいいのかというのが自ずと導き出されるので、説明がしやすい。ところが、これと比べると普通税は、普通税って何だ、何に課税すればいいんだという話になるわけです。あまり安易に普通税の法定外税などと言いますと、それこそ税務課長のところに県民から悪口が飛んでくるのではないかと怯むわけです。総務部長にしろ、あるいは県知事自身、増税したら次の選挙が危ないというように皆さん考えることになるわけです。ですので、何に課税をするのか、目的税であれば比較的簡単なのですが、普通税の場合は考えるのが大変に難しい。

そこで出てくるのが、5ページの租税の理論、何に対して税金をかけるべきなのか、何であれば正当化されるのかです。この疑問への答えは、実をいうと一つしかないんです。そこに太字で書いていますが、富、担税力のあるところ、あるいは担税力が想定できるところです。逆に言いますと担税力が連想できないところに税金をかけるのはよくない。例えば、人頭税のように、ただ人間が存在するだけで課税するような、富が連想できないものに税金をかけるというのは厳禁ということになります。富に着目するというのが、まずは、普通税の法定外税を考えるときに注目する点になります。

そこで山梨県における富とは何だろうということを考えるわけです。それと同時にもう一つ、法定外税は独自の課税ですので、独自課税としての性格、つまり地域性というのが基準として浮かび上がってくるということになります。この二つを組み合わせると、山梨県という地域エリアにおいて富は何だろうということを考えるのが、法定外普通税の出発点になるということです。これは県民でない私が申し上げるよりは、むしろ法定外税検討会であれば自然な形で「山梨の富って何でしょう」ということから皆で議論していくプロセスになろうかと思います。ただ今回は、県議会から知事に対して提言があり、その知事の諮問で我々が集まっているわけですので、一応ここでは、富、地域性ということが地下水に合致しているのか、いないのかというところから考えさせていただきました。そうなると、当然、日本で売っているミネラルウォーターで確か8割とか9割・・・多すぎでしょうか?

(事務局) 5割弱です。

(青木委員) 5割と言っても47の都道府県があってそれの半分、5割というのは相当にすごいと、山梨の富となると地下水は間違いなく該当するだろうと思います。しかもシェアが5割となると、年間でミネラルウォーター業界が日本において、何億円の売り上げをあげているのかを想像してみても、かなり大きな金額になることは間違いないと思います。この儲けた金額はどこに行くのだろうということは、非常に関心があるところです。今日、レジュメには入れていませんが、おそらく大企業の本社の方に行っているのだろうなという気はしますので、そのあたりをどう考えるのかということを、後ほど委員の先生方に御意見いただければと思うのですが、いずれにしてもこれだけの売り上げがあって、これだけの規模を産出していて、ということになりますと、間違いなく山梨県の地下水が富と地域性という両条件を満たしているのだろうと思います。

次に、(3)として「あくまでもセカンダリーな追加の説明」と書いてありますけれど

も、なぜセカンダリーな追加の説明かと言いますと、このように断っておかないと、ここでの説明がおそらく一般的な方々が考えていらっしゃる課税の根拠のように誤解されてしまいかねないからです。くどいほど言いますが、これははっきり言って課税の根拠にはなりません。なぜかは今からお話をさせていただきます。

3番目のポツですが、追加の説明の一つ目が、③行政サービスとの関連が明確な公共性です。税金をかけることと行政サービスとの間に関連がないとなると、やはり課税するのはいかがなものか、ということになってしまいますので、追加的な要素として、両者の関連性があるだろうということです。

もう一つの追加の説明が、④県民の共有財産という意味での公共性です。今日の冒頭で 地下水は法律上の私有なのか公有なのかということはありますが、法解釈は置いておいて も、地下水という県民財産の公共性を否定する人はいないのではないかと思います。県民 の共有財産であるという意味での公共性、これが追加の二つ目の説明になります。

このうちまず一つ目の「③行政サービスとの関連が明確な公共性」についてですが、行政サービスとの関連を想起できるという意味での公共性については、法定外税の課税と行政サービスとの間に必ず関連性は存在しますが、この関連がわかりやすく住民の納得を得やすければ得やすいほど、課税の根拠の説得力は高まると思います。例えば、行政サービスからの受益に着目して、受益者への課税、あるいは納税者の行為が追加の行政サービスを必要とさせたという意味での原因者に対する課税、おそらく皆さんが、通常課税の根拠と言われるのはここかなと思います。

ただし、特に注意を払っていただがないと大変に危険ですというのが次のページに書いてあります。ちょっとここは大事なところなので読ませていただきます。注意しなくてはならないのは、租税は、民間の経済取引と違って、行政サービスの「価格・代金」ではない。価格・代金であれば、これは根拠になるわけですが、価格・代金ではない。そのため、租税と行政サービスとの関連が明確である必要はなく、明確であれば価格・代金になってしまって、政府が行うべきサービスではなくなり、民間企業に委ねるべきとなるので、あくまでも行政サービスと法定外課税との関連が想起できるという程度の関連であるということです。次のパラグラフが一番財政学の基礎の基礎になるわけですが、読ませていただきます。政府の行う活動は、そこから生じる利益がどの程度あるのか計ることも、誰にどの程度の利益が帰着するのかを明らかにすることもできない。利益が分からない以上、マーケット上で値付けをすることはできない。したがって政府活動は、行政サービスと無関係に「一方的かつ強制的」に徴収される租税によってしかまかなわれることはできない、ということになります。

ですから、よく受益者負担という言葉が新聞・テレビで使われているのですが、かなりあれは国民を騙すような言葉です。正確な意味での受益者負担ではなく、利益がどのくらいあるのかわからないものを無理矢理、受益者負担というような言葉を使っているわけです。この点、特に財政学者は注意をするのですが、一般の経済学者だとか、御用エコノミストは平気で受益者負担という言葉を使いますので、私はそのたびに喧嘩を売っていますけれども、この辺は十分に御理解をいただきたいところです。

もう一つ正確なことを言いますと、地方税の理論では、受益・応益というのは認められています。地方税には、応益課税は認められています。ただし、その場合でも、そこに書いてありますように、あくまでも課税に際して「目安」であり、「加味する」に留めるべきで、基本は能力に応じて課税する応能課税であり、それにプラスして地方税の場合には、応益的な考え方を加えてもいいということになるわけです。

くどいですが、大事なところなので読ませていただきます。「以上を具体的に言えば、 行政サービスから利益を受けるから課税しようと考えたくなりますが」と書いてありま す。実をいいますと12年前にこの発想でやっておりますので、それへの皮肉を込めて言 いますが、「行政サービスから利益を受けているから課税しようと考えたくなるが、実際 に利益が発生しているのかどうか分からず、ましてや誰にいくらの利益が届いているのか 計ることは不可能。したがって、その受益の量に応じて納税者間で税負担を配分できると 考えるのは、とんだ大間違いということになるのである」。本日、くどいほど「課税の根 拠」が存在するようでしないと語っているのは、まさにこの点に理由があります。

応益という説明は、考え方として成立はするが、厳密に課税の根拠となるのか、納税者間の負担配分の基準になるのかと問われれば、肯定できる人は誰もいないのです。この点は、2005年の「ミネラルウォーターに関する税」の理論的な誤りとして、後にお話しします。以上が課税と行政サービスとの関連における公共性についての説明です。

もう一つやはり今回大事になる「県民の共有財産という意味での公共性」ですが、水については私有なのか公有なのかという議論があるにしても、やはり山梨県民が江戸時代以前から、ずっと皆さんで守ってきたわけです。その分、水利組合ができたり、水の取り合いで集落同士の喧嘩になったりというのを繰り返したりしてきたわけで、この水というものに公共性がないという人は、おそらく誰もいないだろうと思います。公共性をどの程度認めるのかというのも、時代とともに変わるのかなと思いますが、ただし、やはり先祖代々守ってきたものを、営利的な活動に使うということに対して、地元の議員さんや住民コミュニティが、採水してビジネスを行う業者にきちんと負担してほしいと要求するのは、この公共性という点から当然のことかなと思うところです。ただし、これは概念的なところですので、学者は口を控えて、この部分は政治家の皆さんにお任せしようと思います。

もう一つ学者として言いますと、この部分で書こうと思って、書いた上で消したんですが、是非事務局にお願いしたいことがあります。実を言いますと、先ほどもちらっと申し上げたのですが、地下水を使った製品が産業連関表の上でどのくらい県外に持ち出されているのか調べて欲しいということです。つまり、売り上げは、地元の企業であれば地元に落ちるのかなとは思うのですが、地元の企業ではない場合は、当然、法人税の申告を含めて、本社の方にもっていかれる。私は経済学者なので、山梨県の産業連関表を少し拝見させていただいたところ、地下水、ミネラルウォーターの付加価値は相当程度外に流れている、という風に認識しています。是非、この点を次回教えていただきたい。

この点は課税論というよりも政策論、つまり地域政策論的な話になり、それはそれで大変に重要な論点です。今回私は課税論の方でお話をしましたので、一緒にしないために、

あえてレジュメには入れませんでしたけれども、地域政策論から言いますと、本来は地元に落ちるべき富が、なぜ東京本社にいってしまうんだろうというのは、地域政策からいったら、かなり重大な問題と思います。このあたりは、地元の産業界の先生方もいらっしゃいますので、ぜひ教えていただければなと思いますし、一つ大きな論点になるのかなと考えております。山梨の富が流出していることは間違いないと思いますので、その規模がどのくらいなのか、許される範囲なのか、あるいは雇用といった採水地の地元の利益と相殺される程度のものなのかどうなのか、といったような議論は一度やらなくてはいけないと思っています。以上、長くなりましたが、この部分までが課税根拠の御説明です。

以下、いよいよ、議題のほうで書いていただいた、地下水に着目した法定外税の課税客 体についてです。課税客体として二つのオプションを想定させていただきました。その前 に1点だけ、どこに入れればいいかわからなかったので、ここの部分に書かせていただき ましたが、6ページの4の二つ目のポツのところです。税の性格についてですが、「営 利、販売目的で、下記のいずれかの行為を行う事業者が納税者となる。税の区分から言え ば、消費/流通課税ではなく、事業者課税であり、直接税である。」ということになりま す。なぜ販売・営利なのといえば富、担税力という点からして当然、一般の人が水を汲ん だからといって、富に連結するわけではありませんので、先ほど申し上げた重要な基準で ある富、担税力というところからすると、営利販売目的ということになるということで す。ただ、先生方の中には、別に直接税だろうがなんだろうが同じじゃないかという意見 があるかもしれないので、かっこの中に書かせていただきました。政府関係の委員会です とか審議会に行くと、事業者に課税をしても転嫁されるんだから、税金はすべて消費者負 担なんだ、したがって法人課税なんていらないんだ、という乱暴な主張をされる先生方が たくさんいらっしゃいます。私も聞き飽きたし、全部転嫁すると言いきって法人税を廃止 して消費税に代えてしまうというのは、私からすると許しがたいことなので、あえてここ で少しだけ書かせていただきました。直接税であり、事業者課税ですと。もちろん転嫁は するんですけれど、それがどの程度かは状況にもよりますので。

まずオプションの1です。オプションの1は、営利目的の採水行為に課税するということになります。この場合に課税の位置付けを整理すると二とおりの説明ができるだろうと考えております。まず一つが、県民の共有財産を営利目的で使うことに対する、一種の許可税という説明です

もう一つは1ページおめくりいただき、7ページにある、財政需要を引き起こした原因者、若しくは行政サービスの受益者に対して行政経費の一部を負担させるための課税という説明です。ただし、先ほどくどいほど申し上げましたが、これが課税の根拠になるわけではありません。そして、2番目と3番目のポツに書いてありますように、ここはぜひ御理解をいただきたいのですが、行政サービスからの受益者と、行政サービスの原因者というのは、突き詰めて考えると同じだということを御理解ください。先ほど宿泊税のお話をさせていただきましたが、観光客が観光整備により受益を受けるからという説明で課税がされるんですけれども、そもそも観光客が来なければ、発生しない財政需要だということは間違いないわけです。したがって、宿泊客が押し寄せることによって、追加の財政需要

が生じたという説明もできるわけです。

この二通りの考え方は究極的には同じになるんですが、最初の発想をしますと、京都、 金沢、福岡でやっている目的税的な宿泊税になります。つまり、受益を受けているんだか ら観光客に負担させよう、そのために観光整備をしようということです。ところが逆に、 原因者の発想でいきますと、実は普通税の法定外税になります。

なぜかというと、外から来た人たちというのは、1日居ようが1週間居ようが1箇月居ようが、住民と同じ、つまり、来訪客によって財政需要が増えたけれど、それは特別な財政需要とは限らず、一般的な財政需要である場合も多いと説明できるからです。例えば、観光客が来て混雑しますから、交通網の整備などを始めるわけですが、整備の利益は必ずしも観光客だけに行くわけではなくて、当然、住民にも利益が行くことになります。この場合、もしも受益者課税で目的税にしてしまうと、住民へ行く利益を説明できないので、お役所はこの部分を説明しようとせず、あくまでも観光振興で説明するという嘘つきをします。逆に原因者課税を理由に普通税で仕組めば、何に使っても大丈夫なわけですから、納税者や住民、議会を騙す必要がなくなるということなのです。この辺はちょっと余計な話なのですが、ぜひ御理解をいただけますと、今回、法定外税普通税ということで提案をさせていただいている私の考えが御理解いただけるかなと思ってお話をさせていただきました。

それともう一つ、その下に書いてある2点も非常に大事なことなので、お伝えさせていただきます。まず一つは、ここで述べている財政需要については、最大限と言っても良いほど幅広く考えるべきことです。受益があるから税金をかけようという場合に、受益を正確に金額で表せないというのはすでに繰り返しているとおりなのですが、その受益を生み出すための財政需要についても、どこからどこまでの行政サービスが利益を生み出すのに貢献しているか分からないわけです。例えば、地下水の水質維持にしろ、水質保全にしる、県のどの行政サービスによって維持・保全が行われているのか、線引きは難しい。むしろ様々な行政サービスが維持・保全に役立っている。例えば大気汚染の防止対策でさえも、地下水の維持・保全に関係しているのは間違いないのです。

いま一つは、考慮すべき財政需要には、役所の行う行政サービスだけではなく、住民やNPO等の行う活動も含むべきと思われることです。これは県民の共有財産という概念と直接関係するので、重要だと思って書かせていただきましたけれども、必ずしも受益者が受ける受益というのは行政サービスに限りませんということです。よく第三セクターやサード・セクターという言葉を使って、住民も行政を担っていく時代ですと言われます。そうであれば、先祖伝来、地下水を守るために県民の皆さんがやられてきたことも、実をいうと、この行政サービスと同列において考えないといけないのではないか、というのがここで私が書かせていただいたことになります。

さて、いよいよオプションの2になります。むしろ私はこちらを推奨しているわけですが、県外移出行為に対する課税ということになります。このオプションが構想される根拠は、県民の共有財産、長年にわたってみなさんで守ってきたもの、これが県外に持ち出され販売される、この持ち出される部分にだけ課税しましょうということです。逆の表現を

すると、これが一番県民の納得を得られるんだと思いますけれども、県民の共有財産を県 民の皆さんが消費する部分については税金をかけません、という言い方ができるというこ とになります。

理論的な書き方をすると、同じことをくどいほど書いていますが、四つ目のポツ、オプション1の①の観点にも近いんですが、県民財産を営利目的に利用するから課税するという考えが正当化される以上、先祖代々守り続けてきた人々を税負担の対象から外すというのは、しごく合理的な考えであり、理屈に合致する正当な仕組みと思われるということになります。山梨県民の富を山梨で県民が消費することについては、課税など考えない。山梨県民の富を外に持ち出してビジネスをするから課税するというのは、法定外税の理論としてまさに適正と思われるわけです。

ここまでが課税客体、つまり課税の対象となる行為についての説明です。次に、課税客体を数字化したものが、下にある課税標準です。課税客体と課税標準の違いは、課税客体は課税の対象となる行為、課税標準はその行為を数字にしたものです。

課税標準について考えねばならないのは、課税対象となる行為すべてに税金をかけるのかどうか、全部ではなくて一部を控除をする、つまり差し引く必要があるのではないかということです。差し引くということは課税最低限が設定できるということです。例えば、消費税の場合の事業者免税点と似ていると考えていただいても結構です。

具体的には二つの控除が考えられます。一つ目は、採水課税のケースで説明をしますが、採水量の一部を控除することです。この控除の理由は、租税の理論としても税法の考え方としても当然出てくると思いますが、担税力の弱い中小事業者は除く、つまり小規模採水事業者については免税にしましょうというのが、控除、課税最低限を設定する理由となります。この点については、採水課税をやるんであれば当然考慮するところで、異論は出ないのかなあと思います。どの水準に設定するかが次の問題になりますが。

いま一つの控除は、1ページおめくりいただいて、採水量のうち、事業に用いた後で、きれいにして河川に戻す場合は、その水量を控除するということです。この考えに対して、地下水を汲み上げてしまったら戻せないだろうというのは、技術的には全くそのとおりになります。河川に戻したところで、そのまま流れて道志村を通って、神奈川県に流れてしまう、というのはまさにそのとおりなんですけれども、そこにも書いてありますように、地下水の涵養事業として緑地の整備といったことが認められているのであれば、つまり直接的に地下水を増やすことではなくても涵養だと言えるのであれば、経路は長いですが、きれいにして、河川に戻して、海に行ってまたそれが、雲に吸い上げられて雨となって戻ってくる、というようなことも言えるのではないかと思います。あくまでこれはオプションのオプションですから、今後の議論にお任せしますが、ただやはり企業の社会的な責任として、使った水はきれいにして戻しましょうというのが現代的な経営者の考え方なのかなというところもありますので、控除としてこれが設定されると少し合理的で良い制度なのではないかと考えております。

8ページの6、キーワードの要約というところです。ここまでの説明が長いので、特に この部分はメディアの方々向けに、重要なところを抜き出して作らせていただきました。 一つ目と二つ目の間に「・・・」がありますが、一番上だけ別格ということで、県議会、県民の代表の御意見ですということは決定的に重要ですということになります。その下が、ここまで順次御説明をしてきたものになります。まず一つ目、地方交付税に依存しているということは、いつ削減されるかわからない大変に危険なことであって、かつ馬鹿にされる原因になっていると、しかもそれに加えて法定外税の位置付けが明確に変わってしまったわけですので、現状からすると財源調達の手段について自己努力として示すことが必要でしょう。次になぜ地下水に注目をするのか、地下水に注目する根拠は、富と地域性、ということになります。そうなってくると富という以上は、営利目的による採水行為、若しくは営利目的で採水した地下水をビジネス目的で県外に移出する行為、ということになります。最後に、控除の対象として二つ考えられます。一つは担税力の弱い中小企業への配慮、もう一つは使用後に浄化して河川に戻す控除です。山梨県の産業構造において、もしも精密機械やIT基板の工場が多いのであれば、それらは大量に地下水使ってはきれいにして戻していますので、、この控除が効果的に機能する可能性があります。

最後のページを御覧下さい。あくまでも御参考までにですが、第1回の検討会で、御依頼がございましたので、2005年の「ミネラルウォーターに関する税」構想の概要と理論上の過誤についてお話しをさせていただきます。ミネラルウォーター税と現在われわれが審議をしている課題とは全く関連がないと書いてあります。二番目の「頓挫の理由」を御説明すれば全く違うということがよくわかっていただけると思います。この点は新聞やテレビ等のメディアの方々には良くよく御理解をいただきたいのですが、以前は失敗したという報道が多いようにお聞きしていますが、前回失敗したので今回も失敗するだろうといった、両方を結びつける報道は避けていただきたく、関連はまったくないですとまずはお伝えをしておきます。

当時のミネラルウォーター税の理論は四角で囲った三つです。「① 地下水資源は、山梨県民共有の財産・資源ともいうべきものであるが、これは、山梨県が行う森林整備などにより育まれたものである。② 採取した水そのものを販売して利益を得るような事業活動は、他の事業活動とは異なり、地下水資源や森林整備から特別の受益を得ていると考えられる。③ この税は、森林整備に要する費用について、受益者負担の考え方から、特別の受益を得ているミネラルウォーター業界に一定の負担を求めるものである。」今日の御説明で、くどいほど私が注意しなくてはならないと申し上げてきたことが全部入っているとお分かりいただけると思います。

この提唱が理論破綻ないし論理破綻していた理由は、次のように説明できます。つまり、①の理論は、山梨県もやってらっしゃる森林環境税の理屈になります。森林環境税の勃興期に私もいくつかの県で大いに関わっていたのですが、森林整備の利益は県民に幅広く及び、県民一人ひとりに分割できないから、住民税の均等割を超過課税しますというのが森林環境税の理屈なんです。ですから、①の理論でいくと、普通に考えると県民への均等課税ということになります。ところが②でいきなり途中でねじ曲がってしまったわけです。特別な利益というキーワードを使って事業者課税へ変質させてしまった。ですから課税に反発する事業者からすれば、狙い撃ちじゃないか、なんで他の県が県民に均等課税し

ているのに、山梨県だけミネラルウォーター事業にかけるんだという反論になるわけです。特にその一番下のところを今日くどいほど申し上げました。反撃したい事業者にとって格好の攻撃のネタになったのが特別な受益という考え方です。受益・応益は測定が不可能というのは、今日、私が何回もお伝えしたことです。

その受益自体が計れないにもかかわらず、さらにその中に特別な受益が存在すると主張したわけです。これでは反論したい事業者の方から、特別な受益とは何かという疑義が出るのは当然だし、その疑問に誰も答えられないのも当然ということになるわけです。ですので、2005年にこの委員会に入って、最初に話を聞いた時から、実現は絶対に無理だからやめたほうがいいということを実は事務局に申し上げましたし、論理的に破綻しているという話はしていたんですが、予想どおりに頓挫したということになります。

さて、1時間ほどお時間いただきまして、5分ほど押しましたが、私からの説明は以上のとおりになります。かなり細かな丁寧な御説明をさせていただけたかと思います。

- (会長)ありがとうございました。詳細な資料の作成につきましても感謝申し上げます。それでは、本日は、残りの時間を使いまして、ただいまの説明に対して意見交換をしていきたいと思います。では、どなたか質問も含めまして、御意見等ありますか。
- (委員)課税客体の部分で、営利目的(販売)と書いてありますが、現時点で想定されているのは、地下水の販売というものを中心に考えてらっしゃるということでしょうか。
- (青木委員) すみません、実はここの部分は、制度設計がはっきりできていないところです。というのは、山梨県内の地下水採取ビジネスが、どういう形態になっているのかを具体的にあまり把握をしていないためです。つまり、採水と販売は別の事業者なのか、それとも一貫してやっているのか。また、その資本関係はどうなっているのか、例えば採水事業者だけれども販売事業者の100%子会社、といった色々な会社形態がありますので、ここはまだ詰めていないということで、単純に一般的なイメージで営利目的と書きました。実態を明らかにしてからでないと正確な用語を扱えないかなというふうに思っていますので、今後事務局に教えていただきたいと思っているところです。
- (会長)他にいかがでしょうか。
- (委員) 3点御質問させていただきたいと思います。まず課税の根拠についてですが、冒頭で、一般にイメージされている意味での課税の根拠というものは存在しないとおっしゃいましたが、もしこの表現が一人歩きすると全く身もふたもない議論になってしまいますので、やはり課税の根拠というのは、つきつめて考えていく必要があるではと思います。まず一つ目は、課税の根拠の議論に加えて、納税者間の公平について、どうしてミネラルウォーターの業者だけに課税されるのか、今日入口で山梨の水で育ったキングサーモンが紹介されていたんですが、山梨県の水を使って色々な利益を得ている事業者がいると思いますので、公平についての議論も必要かなと思います。それから、課税で言うところの比例原則で、この目的を達成するために、果たしてミネラルウォーター税が最良の手法なのか、その他の手法に比べてよりデメリットがないのかというところの議論も必要かなと思いました。2点目は、主に5ページのところで、ミネラルウォーター税を環境税ということで考えていくと割とすっきりするんですけれども、地方財政の観点から考えていくと、太文字

で書いている「担税力」と「地域性」という理論から、いきなりミネラルウォーター税だけが出てくるところが、その前にもう一つ説明をいただきたいなと思いました。3点目は、委員が推奨されている、7ページの県外移出ですが、水路には県境が無いにもかかわらず、山梨から出るところだけで課税していくということが、技術的に可能なのかということも疑問に思いましたので、もう少し御説明していただければと思いました。

(青木委員) 課税の根拠については、今回わざと強力な表現を使っています。無いと言ってしまうと 身もふたもないというのはそのとおりなのですが、いわゆるショック療法ではありません が、最初に無いと言った上で、そうは言っても説明をしないと誰も納得しません、という ことで一番下のポツに書いたような説明をするというのが、私が考えている課税の根拠と なります。

> 一般に考えられる課税の根拠は、行政からの受益か財政需要の原因を課税の根拠とする わけですが、ずっと申し上げているように、受益はわからないし、原因を引き起こしたと 言っても財政需要がいくらかもわからない。

> 民間の財・サービスであれば、何々をやったから、何々の不利益があるからいくら払うべきという根拠が成立するんですけれども、公共的な財・サービスについては、受益がわからないので双方向の取引にならず、対価にもならないわけです。なので、課税の根拠を考えるときに、一般的にみなさんが考えてらっしゃるような利益とか原因は根拠にならないですよということです。2005年の検討の際も、特別な利益があるからあなたは払いなさいという無茶苦茶な理論を出して頓挫したわけです。ですから、何々をしたからあなたは払いなさいという意味での根拠は無いというのが私の述べた趣旨です。ただそれでは納得されないので、何故課税が必要なのかを順序立てて一つ一つ明らかにしていくことが、私の考えている課税の根拠ですというのがここでの本意になります。

最初の御質問のうちでもう一つ、とても重要な納税者間の公平、他の事業者との比較は、私もとても大事だと思っております。県議会に呼ばれて議員の先生方にお話しした際にも、特定の業界への狙い撃ち課税なんてことは絶対にできないし、やってはいけませんということは最初に言っているわけです。どこまでを課税対象とするのかは、今回まだ決めていないわけです。最も広く考えれば、バーチャルウォーターまで含まれます。地下水を活用して栽培した桃はどうか、きゅうりはどうか、ありとあらゆるものが考慮の範囲に入ります。どこまでをどういう配慮で含めるのかは、具体的な制度設計のところになります。もちろん課税のうえで、公平性を無視することはないので、御質問いただいたところは、当然私も考えていましたし、この方向で今後検討していく時に、どこまで入れるのか、一番わかりやすいのは、水を直接使ったジュースですとか日本酒だとか、そういうものは当然入ってくるんですが、それをどこまで含めるのかは、政治的な配慮も必要になる部分ではありますけれども、我々としても慎重に検討すべきところだろうというふうに思っています。

次に他の手法ということですが、これは2005年の委員会でも議論されました。論点 としてはあってもいいと思いますが、委員がおっしゃる協力金等の方がむしろ不透明で強 権的というか、現代的に税金で公平に透明にやった方がいいのではないかと私は思ってい ます。

(委員) 両者を比較する作業も必要なのかなということです。

(青木委員) 2番目の「富、地域性」と地下水との間が空いているように感じられるので説明が必要との御質問についてですが、これは一番目の御質問と関わる点ではあるのですが、課税の根拠が実はみなさんが思っているほど無いということが、説明がまだ物足りないという感想の裏返しになってくるんだろうと思います。今日の御説明では、セカンダリーな追加の説明という、あまり学術的でない表現を使っているんですが、課税の根拠ではないけれども間をつなぐためにはこういうものがありますということでお出しをしたのが、このセカンダリーな説明です。ただし、これを課税根拠だと言って、間をつないでしまうと、2005年と似たようになってしまうので、課税の根拠ではないけれども、富と地域性だけだと寂しいので出したものがセカンダリーな追加の説明です。ですから、もう1回申し上げますと、間がすきすきになっているように見えるというのは、おそらく県民の方だったり、あるいは反対したい事業者の方だったりからも、当然御指摘があると思うのですが、課税の根拠が一般に思うようには無いという事実から出発しているので、苦労するわけです。富と地域性については、富以外に何か課税の根拠があるのか、私はもうこの仕事を40年やっていますが思いつかないです。

三つ目の御質問、山梨から出るところでの課税という御質問ですが、私が考えているのは、一言で言いますと蔵出し税です。事業者に県外販売分を申告をしてもらう、ということを考えています。

(委員)事業者のコンプライアンスを信じてということですね。

(青木委員) 査察をするかどうかは別にして、申告制以外はできないだろうと思っています。

- (会長)他にいかがでしょうか。
- (委員) 私も委員が言うように、法定外目的税自体は行き詰っていて、これから地方団体が法定外 税を導入する時には法定外普通税であるという点は非常に賛成いたします。その際に、な ぜ地下水なのかというところを、それを課税の根拠と言うのか、どう言うのか別にして、 しっかり理由付けしていかなければいけない。みなさん、水はただであるという認識なの で、その理由付けが難しいと思います。ですから委員は、富、つまり担税力と独自課税と いう地域性と言われていると思うのですが、水を直接販売せずに工業用水に使っている場 合についても担税力はあるわけで、この論理を推し進めていくと非常に難しいんじゃない かなと思います。私は、地下水を事業用に使用する場合は課税の対象とし、その上で免税 点等を設定するという税の設計の方が理解しやすいと思います。この会は山梨県地方税制 等検討会という委員会なんですが、みんなわかりやすいからミネラルウォーター税検討会 と言っているわけです。だからどうしてもこの言葉が先走ってしまい、ミネラルウォータ 一税ありきとなってしまうと、なかなか委員会の方向性としても難しいんじゃないかと思 います。課税の根拠を説明することは難しいと私も思いますが、なぜ地下水なのか検討し て、もう少し一般の人にわかりやすいように説明した方がいいと思います。県外への移出 といったことを考える前の段階として、直接販売するしないといった流通の過程のことも あるので、まずは地下水を採取して、それを事業に使うという点を課税客体としてとら

え、その上で免税点等の税の設計を考えるというように段階的に考えていくべきで、結論が先にあると、そうすべきかしないべきかという話になってしまうので、もう少し幅広く 議論していく方が委員会の方向性としていいのではないかと思いました。

(青木委員)全く異論ありません、私も今日御指摘いただいたのと同じことを申し上げたつもりです。今日の御説明で、ミネラルウォーターという言葉は一度も使っていないんです。県議会に最初に呼ばれた時から、ミネラルウォーター課税といった特定の業者を選んで課税するなんて絶対にできませんということは申し上げています。今日作った資料も全くそこを想定していません。

私は地元の報道に接していないのでよくわからないんですが、もしも、メディアでミネラルウォーター課税と報道されているのであれば、それは違うということは是非ともお伝えいただきたいですし、事務局にはそれは強くお願いしたいと思います。特定業界を想定した課税は、私の頭の中には全くないです。

ただ今委員がおっしゃったとおりで、広く地下水に着目をして課税対象を検討した上で、控除を設定してどこまでしぼるのか、用途でしぼるのか水量でしぼるのか、どういう理由付けをするかにより、色々なしぼり方ができます。例えば工業用水は入れるのか入れないのか、あるいは農業でバーチャルウォーターを入れるのであればどう算定するのか、入れないのであればその理由についても当然検討しなければいけないと思っています。ですから、今委員がおっしゃったことは私の説明不足により誤解されたと思うのですが、全く同じことを考えているので、是非その点は御理解いただきたい。それと、もう一つ先ほども言いましたが、メディアの方には是非、前回と結びつける発想はやめていただいて、決め打ち課税ではなく、フラットに検討して理論詰めでいくのがこの検討会ですということは、はっきりお伝えさせていただきたい。

- (会 長) この検討会ですけれども、山梨県議会の政策提言を受けてのものになりますが、県議会の 提言の中では、地下水の利用についての課税を検討するべきであるという文言がありまし て、私もそのつもりでこの検討会を運営していくつもりでございます。それでは、他にい かがでしょうか。
- (委員)意見というよりも感想なんですけれど、3点ほど申し上げたいと思います。一つ目は、この検討会は、山梨県が抱えている財政需要が膨大である中で、それに見合う財源は何か考える際に、交付税の財源保障がやや変化してきているということから、法定外税あるいは交付税の枠外のかたちの財源をいかに生み出していくのかという発想をされている検討会なんだろうなというふうに理解をしました。その上で、今回、普通税という提案が出されていますが、それについては私も法定外税等を考える時には、支出のチェックができる普通税の方向で、取り組むことがいいのではないかと思っています。二つ目は、課税の根拠についてですが、どうしても私は租税の根拠というと、テキストを普通に読むと出てくるものを考えてしまいますもので、根拠が無いというところまで言ってしまって大丈夫かなと思いました。むろん青木委員が御指摘されているのは、個別報償的な、料金のような明確な紐づけされた受益と負担という関係性を、一般報償原則的な税の話の中で追及するとおかしくなってしまうということだと思いますので、存在しないとおっしゃるのは、前回

の検討会の特別な利益という話の中での反省というか、それを踏まえて御発言をされているのだとは思います。最後、三つ目は、価値がある地下水があるところに税収が帰属するという発想は、地方税を考える観点で言うと、方向性としてはあるんじゃないかなという気がしております。その仕組み方をどうするのかというのが極めて難しい話ですので、この検討会があるんだろうとは思うのですが、先ほど最終地なのか販売地なのか、何に対して課税をするのかという話をしている最中に、ここにいただいたミネラルウォーターのボトルを見ますと、採水地が山梨県で、販売者が神奈川県、製造者は山梨県というようになっているので、どういった行為に課税できるのか、正確には私もわからないんですが、地下水を山梨ならではの価値のあるものとしてとらえて何らかの課税をする仕組みがもしできるのであれば、山梨県の地下水に税収が帰属するためには、地下水というものの価値をどういうふうに捉えていくのかをよく考えていくのがいい方法なのかなと思います。感想であまり積極的なことは出せないんですが、そういった感想を持ちました。

- (青木委員) 課税の根拠が無い、というのは過激に言い過ぎました。課税の根拠はあります。無いわけではありません。ただ、本当にこれは微妙に難しいところで、個別報償とおっしゃいましたが、まさにとのとおりで、3点目で是非お願いしたいんですが、途中で地域政策論からの話ということで申し上げたんですが、山梨県の富が相当外に流れ出てしまっていて、この新たな課税を実現することで取り戻せればいいなあということは、深く考えております。もちろん法人事業税等で一部取り戻しているだろうということは考えられるわけですが、本当にそれで十分なのかということを明らかにする、若しくは分析するためにも、やはり産業連関表であたっていただきたいということを是非議長にお願いしたいと思います。その際、単純にミネラルウォーターだけではなく、地下水に関わるものを幅広に分析していただければと思います。
- (会長) 他にいかがでしょうか。
- (委員) 私も青木委員がおっしゃるような依存財源に頼れなくなったというところで、自己努力をみせるという必要があると考えております。特に私の専門から言いますと、日本の地方財政は、2000年代に入って以降、交付税の削減、あるいは行財政改革を国から強く要請されたということもあり、非常に緊縮的な運営を余儀なくされているわけですが、最近の研究によりますと、緊縮的な財政運営が経済の成長力の基盤を損なう可能性もある、つまり潜在的な力自体をそいでしまうというような研究もあります。そういう点からしても、行政サービスを充実させ、地域の経済活性化に向けた努力を行っていくというのは重要なことだと考えております。ただ1点気になるのが、先ほども話題に出ましたが、なぜ地下水なのかという点を、もう少し検討する必要があるのかなと思います。もちろん県議会から検討せよと提言があったということなんでしょうが、山梨の富の源泉ということで言いますと、例えば日照時間が全国的に非常に長いことから、メガソーラーがたくさんあるわけですが、そういった事業者の利益というのは地域性のある富の源泉として考えられるのではないか、そうすると、何で地下水だけなのかというところの説明が少し難しくなるのかなというふうに感じます。なぜ地下水なのかという説明のために、もう少し幅広く、富の源泉というのを考える必要もあるのかなと感じました。

- (青木委員) 私も時間がゆるす限り幅広に議論した方が説得力が増しますので、賛成です。
- (会 長) ただ今の御意見ですが、議長の立場から申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、この 検討会自体が山梨県議会による政策提言を受けて、それについてさらに検討するという性 格のものですので、色々な税源について幅広く検討となると、おそらく時間がいくらあっ ても足りないので、この検討会では、地下水に注目した検討ということで進めさせていた だきたいと思っていますが、そこはお認めくださいますでしょうか。
- (一 同) うなずく。
- (会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- (委員)課税の根拠ということが先ほどから話題になっていますけれども、租税法学で習う話としては、国の費用は国民が分担するのが当然であるし、同じように自治体にかかる経費については、企業も含めた住民が負担するのは当然のことだという前提があります。ただし、その分担の方法が公平でなければならない、あるいは他にも色々条件がありますので、そういったことを議論していくことになると思います。ですから、やはりこれが公平な課税になるためにはどういう条件を満たさなければいけないかというのを考えていかなければならないと思っています。そこで特に問題になるのが、先ほどお話にもあった法人事業税などの既存の課税で既にそこはみられているんじゃないか、ということになると思うので、そこがクリアできないと何故うちの企業だけが追加的な負担を課されるのか、という議論からなかなか抜け出せないように思うのですが、そのためには、先ほど御指摘があったように産業連関表の分析などで検討していかなければならないというお考えということでよろしいでしょうか。
- (青木委員)まず一つは、すでにお話ししたように、なぜ法人に課税するのか、なぜ法人事業税なのかすら全くわからないので、法人事業税と地下水への法定外税がだぶって法人に課税されてはいけないということがまったく理解できません。私の考えでは、法人事業税というのは日本全国標準的な行政分の一般的な保障に費やすものであって、法定外税は山梨県独自の行政の一般保障に費やすものとなります。全国標準と違う山梨県の部分の、財源が足りないという意味でも全国と違う部分の行政に対する保障です。それを誰かが負担しなければいけないとすると、一般的な法人課税の議論とは枠が違って、山梨県に独自の担税力、富から考えるというのが私の説明です。

全国的なものについては全国共通システムとしての法人事業税があり、山梨県独自の財源不足、あるいは独自政策に対する山梨県の財源確保としての法定外税があるということです。たまたまそれが、課税の根拠となる富から出発して検討すると、同じ法人という納税者に行き着いたというだけの話です。納税者から選んでいったわけではなくて、課税客体としての富から選んでいったら、たまたまそれが同じ事業者になったという説明になると考えています。

- (会長)今日のところは、そろそろ意見も出尽くしたようですので、まず確認なんですけれども、 青木委員から県に対して産業連関表についての依頼がありましたが、他にもありますか。
- (青木委員) 先のことですが、おそらく水関係者の事業者の実態ですとか、地下水を広い意味でのビジネスにどういうかたちで使っているのかとか、そのあたりは追々議題になるのかなと思

います。

- (会 長) それらの資料につきましては、事務局の方で集めてくださるようお願いします。それでは、次回以降の予定について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局)本日出た意見等について、会長とも相談しながら、今後、議論となる論点についてまとめていきます。また、次回の検討会は、2月頃を予定し、その1月くらい前には論点についての資料を皆様にお配りしたいので、それを踏まえて、御議論していただきたいと考えております。
- (会長) その他ということで何かありますか。

以上